

# 第 5 回

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

平成14年8月10日(土)13:30~

徳山市 遠石会館

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町  
合併協議会事務局

# 目 次

	頁
議案第29号 合併協定項目19「国民健康保険制度の取扱い」 .....	1
議案第30号 合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」 .....	2
(3)「水道事業」、(11)「同和対策事業」	
議案第31号 合併協定項目13「一部事務組合等の取扱い」 .....	5
継続協議 合併協定項目22「新市建設計画」	

〔議案第29号〕

合併協定項目19「国民健康保険制度の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年8月10日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

会 長 河 村 和 登

記

- 2市2町で差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取扱うものとする。
- 1．賦課形態は、徳山市の例により、保険料とする。
  - 2．賦課方式は、熊毛町の例により均等割、平等割、所得割の3方式とする。
  - 3．賦課割合は、現行の平準化方式とし、料率を統一する。ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。
  - 4．納付回数は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。
  - 5．納入(納税)組合は、廃止の方向で検討する。
  - 6．任意給付、はり・きゅう施術費の支給は、徳山市、新南陽市の例により調整する。
  - 7．人間ドック健診費助成は、熊毛町の例により調整する。
  - 8．高額療養費貸付は、徳山市の例により調整する。
  - 9．国民健康保険診療所は、現行のまま新市に引き継ぐ。
  - 10．介護分の保険料は、国民健康保険料(医療分)の取扱いに準じ調整する。

平成 年 月 日決定

〔議案第30号〕

合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」のうち、(3)「水道事業」、(11)「同和対策事業」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年8月10日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

会長 河村和登

記

(調整の総括方針)

住民負担、行政サービスにかかる各種制度については、健全財政に配慮しつつ、合併効果による住民生活の質的向上が図られるよう、次の考え方で調整するものとする。

- (1) 各種制度については、少子高齢化・情報化社会等、時代のニーズに配慮し調整する。
- (2) 各種制度については、総体的に住民にとって不利益とならないよう調整に努める。
- (3) 各種制度については、新市全体の均衡を保ち、一体性の確保ができるよう速やかな統合に努める。

合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」

(3)「水道事業」、(11)「同和対策事業」 \_\_\_\_\_ 別紙

平成 年 月 日決定

関係項目	(3) 水道事業
------	----------

項目	事業実施市町	事業実施市町			調整案	ページ
		徳山市	新南陽市	熊毛町 鹿野町		
水道料金の算定方法 (上水道料金)	料金	○	○		新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	15
	料金体系	○	○		新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
水道料金の算定方法 (簡易水道料金)	事業	○	○	○	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	17
	料金	○	○	○	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
	料金体系	○	○	○	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
水道料金の算定・収納	料金の算定	○	○	○	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	19
	水量の認定	○	○	○	徳山市の例により調整する。	
	納期	○	○	○	熊毛町、鹿野町の例により調整する。 ただし、口座振替に係る部分についても同様とするが、取扱金融機関との協議により変更される場合がある。	
水道加入金	上水道事業	○	○		新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	21
	簡易水道事業	○	○			
手数料	指定給水装置工事事業者申請手数料	○	○	○	徳山市、新南陽市、鹿野町の例により調整する。	22
	工事設計手数料	○	○		徳山市の例により調整する。	
	給水装置工事現場管理手数料		○		新南陽市の例により調整する。 ただし、名称は工事現場管理手数料とする。	
	設計審査手数料			○	廃止の方向で検討する。	
	流末工事検査手数料	○	○	○	徳山市の例により調整する。 ただし、名称は給水装置工事審査手数料とする。	
	材料検査手数料			○	廃止の方向で検討する。	
	給水装置工事道路占有書類作成手数料			○	廃止の方向で検討する。	
	各種証明手数料			○	廃止の方向で検討する。	
給水装置及び水質検査手数料	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ。		

項 目	事業実施市町				調 整 案	ページ
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町		
給水施設給水使用料			○		新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	24
給水装置工事事業者の指定	○	○	○	○	徳山市の例により調整する。 なお、新市発足までに各市町により指定された給水事業者については、新市においても指定給水装置工事事業者となる。	25
簡易水道給水装置工事補助金			○		新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	27

関 係 項 目	( 1 1 ) 同和対策事業
---------	----------------

項 目	事業実施市町				調 整 案	ページ
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町		
同和福祉援護資金貸付事業					貸付事業は、平成13年度で終了したが、償還業務については、現行のまま新市に引継ぐものとする。	28

〔議案第31号〕

合併協定項目13「一部事務組合等の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年8月10日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

会 長 河 村 和 登

## 記

### (1) 一部事務組合の取扱い

山口県徳山地方養老介護施設組合は、新市で合併の日に当該組合に加入する。

山口県東部地方税整理組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合、山口県市町村消防団員補償等組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。

光地域広域水道企業団、周南地区衛生施設組合、周陽環境整備組合、玖西環境衛生組合、光地区消防組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市で旧市町の区域を対象地区として、当該組合に加入する。

周南地区食肉センター組合、山口県市町村災害基金組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市の全区域を対象地区として、当該組合に加入する。

山口県自治会館管理組合は、合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。

### (2) 協議会の取扱い

協議会については、合併の日の前日をもって関係の協議会から脱退し、合併の日に新市で当該協議会に加入する。ただし、徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会及び徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会については、合併の前日までに廃止するものとする。

機関の共同設置については、山口県市町村公平委員会は合併の日の前日をもって脱退するとともに、徳山市・鹿野町介護認定審査会は合併の日の前日をもって廃止し、それぞれ新市において事務を行う。

事務の委託については、4市4町住民票の写しの交付等の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、合併の日に新市で新たに委託する。火葬に関する事務委託は合併の日の前日をもって廃止する。上水道及び下水処理の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、新市において事務を行う。

### (3) 財団等の取扱い

財団等については、当面、現行どおりとする。ただし、同様な事業を行う財団等は、新市の速やかな一体性の確立を図るため、統合整備に努めるものとする。

### (4) 土地開発公社の取扱い

2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

平成 年 月 日決定